

令和6年第5回大玉村議会定例会会議録

第1日 令和6年12月10日（火曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 館 下 憲 一	2 番 渡 邊 初 治	3 番 菅 原 貴 子
4 番 渡 邊 啓 子	5 番 斎 藤 信 一	6 番 松 本 昇
7 番 本 多 保 夫	8 番 佐 原 佐百合	9 番 鈴 木 康 広
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 武 田 悦 子	12 番 押 山 義 則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住民福祉部長 作 田 純 一	産業建設部長 菅 野 昭 裕
政策推進課長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住民生活課長 後 藤 隆	健康福祉課長 安 田 春 好
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環境保全課長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和
教育総務課長 橋 本 哲 夫	生涯学習課長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 事 務 局 長 神野藤 浩 和	

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第76号から議案第90号）

議案第76号 大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第79号 大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例について

議案第 8 1 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 2 号 令和 6 年度大玉村一般会計補正予算について

議案第 8 3 号 令和 6 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 8 4 号 令和 6 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第 8 5 号 令和 6 年度大玉村水道事業会計補正予算について

議案第 8 6 号 令和 6 年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算について

議案第 8 7 号 土地の取得について

議案第 8 8 号 村道路線の廃止について

議案第 8 9 号 村道路線の認定について

議案第 9 0 号 大玉村監査委員の選任について

提案理由の説明

所管事務調査報告

(1) 総務文教常任委員会委員長報告

(2) 産業厚生常任委員会委員長報告

委員会研修報告

(1) 総務文教常任委員会委員長報告

(2) 産業厚生常任委員会委員長報告

(3) 議会運営委員会委員長報告

(4) 議会広報編集特別委員会委員長報告

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、牧野敏雄

会 議 の 経 過

- 議長（押山義則） 皆さん、おはようございます。12月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、令和6年第5回大玉村議会定例会を開会いたします。
- なお、併任書記、牧野敏雄君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

- 議長（押山義則） これより本日の会議を開きます。

◇ ◇ ◇

- 議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

- 議長（押山義則） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番渡邊初治君、3番菅原貴子君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

- 議長（押山義則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。10番。

- 議会運営委員会委員長（須藤軍蔵） おはようございます。

令和6年第5回12月定例会に当たりましては、さきに閉会中の継続調査といたしておりました今期定例会の会期日程等について、去る12月6日午前10時より第1委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下、ご報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び会議日程等について、次のように決定をいたしました。

今期定例会に提出される事件は、村長提出の議案15件で、その内容は、条例改正案件6件、補正予算案件5件、人事案件1件、その他3件の、合わせて15件です。

また、今期定例会の一般質問者は8名であります。

したがって、会期につきましては、本日12月10日から13日までの4日間と決定をいたしました。

なお、会議日程につきましては、

本日 10日 本会議 村長の行政報告、議案の一括上程、提案理由の説明、所管
事務調査報告、委員会研修報告、請願・陳情の委員会付託、
委員会

12月11日 休会（議案調査のため）

12月12日 本会議 一般質問 7名

12月13日 本会議 一般質問 1名、議案審議、付託事件の委員長審査報告及び審議、閉会中の継続調査申出

という日程で行います。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定をいたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

○議長（押山義則） お諮りいたします。

会期日程等については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、会期については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、例月出納検査の結果報告、説明員の報告、今期定例会までに受理した請願・陳情について、議員派遣の件について及び議員派遣結果報告についてであり、内容については配付いたしました報告書のとおりでありますので、配付をもって報告に代えさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第4、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第5回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（押山義則） 行政報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第5、議案第76号から議案第90号までを一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（三瓶隆弘） 別紙議案書により朗読。

○議長（押山義則） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第6、村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、条例改正案6件、補正予算案5件、人事案件1件、その他3件、合わせて15件であります。

それでは、議案第76号、大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、一般職員の期末手当の引上げ勧告がなされ、国において特別職の期末手当の引上げ改正が行われることから、これに準じ改正を行うものであります。

それでは、各条文ごとにご説明申し上げます。

第5条第2項において、期末手当の支給率を「100分の167.5」から「100分の172.5」に改めるもので、令和6年12月1日から適用するものとし、附則第2項では、令和6年12月の支給分について、「100分の172.5」を「100分の177.5」とする特例措置を規定するものであります。

次に、議案第77号、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、議案第76号と同様に村長等の期末手当について支給率の引上げを行うもの及び宿泊に係る旅費の甲地方、乙地方の区分について改正を行うものであります。

次に、議案第78号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、一般職の給与等について改正を行うものであります。

第21条につきましては、一般職員の期末手当を「100分の122.5」から「100分の125」に、再任用職員の期末手当を「100分の68.75」から「100分の70」に引き上げるもので、第22条では、一般職員の勤勉手当を「100分の100」から「100分の105」に、再任用職員の勤勉手当を「100分の48.75」から「100分の50」に引き上げるものであります。

第23条につきましては、寒冷地手当を福島県の改定額に準拠し、増額改正するものであります。

また、別表第1の行政職給料表につきましては、県人事委員会勧告に基づき、平均2.8%の引き上げを行い、令和6年4月1日から適用するものであります。

なお、附則第3項では、令和6年12月に支給する一般職の期末手当について、「100分の125」を「100分の127.5」と、再任用職員の期末手当について、「100分の70」を「100分の71.25」とする特例措置を定めるものであります。

附則第4項では、令和6年12月に支給する一般職の勤勉手当について、「100分の105」を「100分の110」と、再任用職員の勤勉手当について、「100分の50」を「100分の51.25」とする特例措置を定めるものであります。

次に、議案第79号、大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、任期付職員の期末手当の引き上げ勧告がなされ、国及び県において引き上げ改正が行われることから、

これに準じ改正を行うものであります。

第8条につきましては、特定任期付職員の給料表を改正するものであります。

第9条第2項では、特定任期付職員の期末手当を「100分の167.5」から「100分の172.5」に改めるもので、令和6年12月1日から適用するものとし、附則第3項では、令和6年12月の支給分について、「100分の172.5」を「100分の177.5」とする特例措置を規定するものであります。

次に、議案第80号、大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、一般職の給与改定に準じた所要の改正を行うものであります。

別表第1の給料表では、一般職の改定に準拠し、給与の引き上げ改定を行うものであります。

議案第81号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、最近の物価高騰やコロナ明けのインバウンド客の増加によりホテル等の宿泊料金が高騰していることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容について申し上げます。

条文の前に新たに目次を加え、別表第1の日当及び宿泊料並びに食卓料につきまして増額改正を行うものであります。

なお、宿泊料の甲地方及び乙地方の定義につきましては、福島県旅費条例を踏まえ改めるものであり、附則において施行日を令和7年4月1日と定めるものであります。

続きまして、議案第82号から議案第86号、令和6年度各会計補正予算につきまして、概要のみ申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、補正予算関係をご覧ください。

議案第82号、令和6年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、事務事業の所要見込みによるものなど、今後見込まれる事務事業に対応する予算の編成を行ったところであります。

それでは、予算書によりご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

補正予算第6号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,877万円を追加し、予算の総額を53億4,845万3,000円とするものであります。

また、補正予算第2条は、4ページに掲載の第2表のとおり、地方債の補正であります。

次に、議案第83号、57ページをお開きください。

令和6年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、事務事業の所要見込みによる編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,149万8,000円を追加し、予算の総額を

8億8,512万8,000円とするものであります。

次に、議案第84号、77ページをお開きください。

議案第84号、令和6年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、所要見込みの調整のための編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,286万6,000円を追加し、予算の総額を9億2,877万8,000円とするものであります。

次に、議案第85号、103ページをお開きください。

令和6年度大玉村水道事業会計補正予算について申し上げます。

補正予算第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の水道事業費用に95万6,000円を追加し、予定額の総額を1億6,959万2,000円とするものであります。

次に、議案第86号、113ページをお開きください。

令和6年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算について申し上げます。

補正予算第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の農業集落排水事業費用に10万8,000円を追加し、予定額の総額を1億2,876万円とするものであります。

次に、議案第87号、議案関係のほうにお戻りください。

議案関係の43ページをご覧ください。

議案第87号、土地の取得について。

本案につきましては、国有財産の取得について関東森林管理局と協議を進めてまいりましたが、協議が調いましたので、ご提案申し上げるものであります。

取得する土地は、玉井字横堀平158番1の分収造林契約を結んでいた国有林1万8,474.33平米であります。取得の方法は随意契約であり、取得価格は1,348万6,260円で1平米当たり730円、契約相手方は関東森林管理局長となるものであります。

なお、今後の利用計画につきましては、仮設住宅跡地と一体的に再エネアグリパーク施設用地として活用する計画としております。

以上、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第88号、村道路線の廃止について申し上げます。

北ノ内7号線につきましては、住宅団地開発による路線の延伸により終点が変更となるため、道路法第10条の規定に基づき既存路線を廃止した後、道路法第8条第2項の規定に基づき新たな路線として認定するものであります。

議案第89号、村道路線の認定について申し上げます。

北ノ内7号線は、前議案と同様であります。

北ノ内8号線につきましては、住宅団地の開発道路を道路法第8条第2項の規定に基づき認定するものであります。

議案第90号、大玉村監査委員の選任について。

本案につきましては、現職であります甲野藤健一氏が令和7年1月20日をもって任期満了となることから、人格、識見ともに最適任者である甲野藤氏を引き続き委員として選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、当該委員の任期は、令和7年1月21日から令和11年1月20日までの4年間であります。

以上のとおり提案理由の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 命により、議案第82号から議案第86号、令和6年度各会計補正予算についてご説明を申し上げます。

それでは、議案第82号、令和6年度大玉村一般会計補正予算について、歳出からご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

款1 議会費は、130万1,000円の補正計上であります。

款2 総務費は、総額3,667万6,000円の補正計上であります。

14ページをお開き願います。

主な事業として、文書広報費の事項②情報処理に要する経費は、国のガバメントクラウドに接続するために必要となるネットワーク運用管理補助業務委託料1,540万円を含め、合わせて1,838万6,000円の補正計上であります。

企画費の事項①企画事務に要する経費は、住吉集会所のエアコン設置及び4区集会所の施設修繕に係るコミュニティ施設整備事業補助金120万円を含め、合わせて128万3,000円の補正計上であります。

事項⑤定住促進対策に要する経費は、来て「おおたまむら」住宅取得支援事業補助金260万円を含め、合わせて400万円の補正計上であります。

16ページをお開き願います。

上段の国内外交流費の事項①国内外交流事業に要する経費は、野内与吉顕彰プレート制作実行委員会運営補助金150万円など、合わせて200万円の補正計上であります。

18ページをお開き願います。

中段からの款3 民生費は、総額6,720万1,000円の補正計上であります。

主な事業として、社会福祉総務費の事項③社会福祉協議会に要する経費は、電気料高騰等に伴う総合福祉センターさくらの指定管理業務委託料70万9,000円の補正計上であります。

下段から20ページ上段にかけての障がい者福祉費の事項③障害者総合支援法に要する経費は、給付費の不足見込額として、合わせて3,870万円の補正計上であります。

老人福祉費の事項①職員人件費等、老人福祉に係る共通経費は、負担ルールに基づき算出された介護保険特別会計繰出金５６６万６，０００円など、合わせて６２０万２，０００円の補正計上であります。

２２ページをお開き願います。

款４衛生費は、総額１，０９９万１，０００円の補正計上であります。

主な事業として、保健衛生総務費の事項②保健衛生共通事務に要する経費は、新たに取り組む骨髄移植ドナー支援事業助成金１４万円の補正計上であります。

２４ページをお開き願います。

上段の保健センター管理費の保健センターの管理に要する経費は、施設照明ＬＥＤ化改修工事費８５０万円を含め、合わせて８８０万円の補正計上であります。

中段からの款６農林水産業費は、総額１，５０３万２，０００円の補正計上であります。

主な事業として、農業委員会費の事項①農業委員会の運営に要する経費は、農地利用最適化交付金の充当による農業委員、農地利用最適化推進委員報酬３２２万１，０００円を含め、合わせて３６１万２，０００円の補正計上であります。

下段から２６ページにかけての農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費は、１７備品購入費において村産米のブランド化を推進するための米食味等分析機器等購入経費５２２万５，０００円や、農業機械等共同利用等整備事業補助金３２３万７，０００円を含め、合わせて１，０１０万５，０００円の補正計上であります。

中段の畜産業費の事項②堆肥センターの運営に要する経費は、指定管理業務委託料２７７万円の補正計上であります。

下段から２８ページにかけての林業費の事項①林業の振興に要する経費は、ふくしま森林再生事業委託料５６７万６，０００円の増額と広葉樹林再生事業委託料１，２０５万円の減額、合わせて６３７万４，０００円の減額計上であります。

款７商工費は、総額１３３万１，０００円の補正計上であります。

主な事業として、観光費の事項③アットホームおたま管理に要する経費は、コテージ周辺の支障木伐採業務委託料２２万円の補正計上であります。

下段からの款８土木費は、総額１，８０４万１，０００円の補正計上であります。

３０ページをお開き願います。

主な事業として、道路維持費の事項①道路維持に要する経費は、道路等維持補修工事費１，３００万円を含め、合わせて１，４００万円の補正計上であります。

下段からの款９消防費は、職員人件費等６８万円の補正計上であります。

３２ページをお開き願います。

款１０教育費は、総額３，６９６万６，０００円の補正計上であります。

３４ページをお開き願います。

主な事業として、学校管理費の事項②小学校の管理運営に要する経費の大山小学校分は、照明ＬＥＤ化改修工事設計業務委託料５３０万円を含め、合わせて６６２万１，０００円の補正計上であります。

なお、中段の中学校の管理運営に要する経費から40ページ上段の体育施設費にかけては、それぞれ所要見込みによる補正計上を行っております。

40ページをお開き願います。

中段の給食センター費の給食センター共同事業に要する経費は、児童生徒数及び学級数等の確定による本宮方部学校給食センター協議会運営負担金108万3,000円の補正計上であります。

款14予備費は、財源を調整し55万1,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

款11地方交付税は、ふくしま森林再生事業に充当となる震災復興特別交付税交付金152万3,000円の補正計上であります。

款15国庫支出金は、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で1,935万円、児童福祉費負担金で638万8,000円の補正計上であります。

中段の款16県支出金は、民生費県負担金の社会福祉費負担金で967万5,000円、児童福祉費負担金で192万円の補正計上であります。

下段の総務費県補助金の総務管理費補助金は、8万6,000円の減額計上であります。

民生費県補助金の児童福祉費補助金は18万円、衛生費県補助金の保健衛生費補助金は7万円、農林水産業費県補助金の農業費補助金は509万2,000円の補正計上であります。

10ページをお開き願います。

上段の林業費補助金は、789万7,000円の減額計上であります。

款18寄付金の教育費寄付金は、3団体からの寄付金40万円の補正計上であります。

款19繰入金の財政調整基金繰入金は1億3,000万円、米食味等分析機器購入経費に充当となる農業振興基金繰入金は522万5,000円の補正計上であります。

款21諸収入の雑入は、593万円の補正計上であります。

款22村債の土木債は130万円の減額、教育債は470万円、衛生債は760万円の補正計上であります。

42ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、大玉村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第83号、令和6年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

62ページをお開き願います。

款1総務費の一般管理費、国保事務一般管理に要する経費は、職員人件費等44万8,000円の補正計上であります。

連合会負担金は、国保事業報告システム改修負担金19万8,000円の補正計上

であります。

款 2 保険給付費は、所要見込みの精査に基づき、療養給付費で 3, 0 0 0 万円、療養費で 1 0 0 万円、高額療養費で 1, 0 0 0 万円、高額介護合算療養費で 5 万円など、合わせて 4, 1 0 5 万円の補正計上であります。

6 4 ページをお開き願います。

款 5 保健事業費の特定健康診査等事業費は、電算処理業務委託料 3 万円の補正計上であります。

款 8 諸支出金は、保険税還付金で 5 0 万円、保険給付費等交付金返還金で 2 万 7, 0 0 0 円の補正計上であります。

款 9 予備費は、財源を調整し 7 5 万 5, 0 0 0 円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

6 0 ページをお開き願います。

款 3 県支出金の保険給付費等交付金は、給付費等に充当となる普通交付金 4, 1 0 5 万円の補正計上であります。

款 5 繰入金の一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金 4 4 万 8, 0 0 0 円の補正計上であります。

6 6 ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第 8 4 号、令和 6 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

8 4 ページをお開き願います。

款 1 総務費の一般管理費、事項①一般管理に要する経費は、職員人件費等 2 1 万 2, 0 0 0 円の補正計上であります。

主な事業として、中段から 8 6 ページ上段にかけての款 2 保険給付費は、総額 4, 2 3 0 万円を補正計上し、各給付費等の精査と所要見込みの調整を行っております。

8 6 ページをお開き願います。

中段の款 4 地域支援事業費の包括的支援事業に要する経費は 1 9 万 4, 0 0 0 円、任意事業に要する経費は 1 3 万 5, 0 0 0 円の補正計上であります。

款 8 予備費は、財源を調整し 7 万 6, 0 0 0 円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

8 0 ページをお開き願います。

款 1 介護保険料の特別徴収保険料は、9 7 2 万 9, 0 0 0 円の補正計上であります。

款 3 国庫支出金の介護給付費負担金は 6 9 6 万円、財政調整交付金は 2 1 1 万 5, 0 0 0 円、地域支援事業交付金は 1 2 万 6, 0 0 0 円の補正計上であります。

款 4 支払基金交付金の介護給付費交付金は 1, 1 4 2 万 1, 0 0 0 円、款 5 県支出金の介護給付費負担金は 6 7 8 万 7, 0 0 0 円の補正計上であります。

8 2 ページをお開き願います。

地域支援事業交付金は6万3,000円の補正計上であります。

款7繰入金は、介護給付費繰入金528万8,000円など、事業の負担割合に応じた一般会計繰入金など合わせて566万5,000円の補正計上であります。

88ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、大玉村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第85号、令和6年度大玉村水道事業会計補正予算についてご説明を申し上げます。

104ページ、お開き願います。

104ページは、予算実施計画であります。

右側の105ページから109ページにかけては、給与費明細書でございます。

110ページをお開き願います。

補正内容の明細書であります。

収益的支出の項1営業費用は、総係費で職員給与費等95万6,000円の補正計上であります。

以上、大玉村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第86号、令和6年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算についてご説明を申し上げます。

114ページ、お開き願います。

このページは、予算実施計画であります。

また、右側の115ページから119ページにかけては、給与費明細書であります。

120ページをお開き願います。

補正内容の明細書であります。

収益的支出の項1営業費用は、総係費で職員給与費等10万8,000円の補正計上であります。

以上、大玉村農業集落排水事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

以上のとおり、令和6年度各会計に係る補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（押山義則） 提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第7、所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の順に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。8番。

○総務文教常任委員会委員長（佐原佐百合） 総務文教常任委員会報告。

令和6年9月定例会において、閉会中の継続調査の申出をしました調査項目について、10月21日は全委員出席の下、総務部長、政策推進課長、生涯学習課長に説明を受け、11月8日は全委員出席の下、西会津町で調査を行い、11月21日は全委員出席の下、調査のまとめを行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

初めに、（１）ＤＸの取り組みについてに関して、政策推進課長から説明を受けました。

①プロジェクトチームによるＤＸ推進の状況は、本年度、ＤＸ推進プロジェクト委員会を設置し、委嘱した若手職員７名によりＤＸの推進に取り組んでいるとのこと。庁内でＩＴリテラシーアンケートを行い、プロジェクト会議、南相馬市への視察研修、職員向けの研修会などを実施しています。職員向けの研修会はＩＣＴアドバイザー市町村派遣事業を活用しています。成果を基に庁内業務の効率化を目指し、プロジェクトチームから村への提言や要望を進める予定との説明を受けました。

②ＡＩによるデマンドタクシー予約配車システムの現状は、９月に公募型プロポーザルにより業者が決定しました。１１月上旬には大玉村地域公共交通会議を開催し、１１月中旬に道路運送法に基づく届出がされる予定とのこと。村民への予約方法の説明会を開催し、１２月１７日を目標に実証運行を開始する予定です。

これにより、時刻表は廃止され、予約は電話のほか、スマートフォン、タブレット、パソコンで当日１時間前まで可能となります。乗車当日には、到着時間がスマートフォンに通知することも可能な仕組みとなっているとのことでした。

次に、西会津町での調査では、①西会津町のデジタル戦略について、西会津町では町が直面する地域課題を解決するために、デジタル技術を活用した快適で便利な暮らしづくりや地域経済の活性化などに取り組むことを目的に、令和３年３月に西会津町デジタル戦略を策定しました。戦略の推進に当たり、最高デジタル責任者（ＣＥＯ）を選任するとともに、企画情報課内にデジタル戦略室を設置しています。また、専門人材として、デジタル推進プロジェクトマネジャーや地域おこし協力隊を活用しています。

西会津町におけるＤＸ推進は、なぜ導入が必要なのか、システム導入には「何のために」を意識し、ランニングコストを踏まえ検討しているとの説明を受けました。

②ＡＩオンデマンドバス「こゆりちゃん号」についてです。令和３年１１月から導入されたＡＩオンデマンドバスは、まちなかエリアを除く町内全域で運行されています。ワゴン車９台で、平日は７便、休日は３便から４便が運行され、２０７か所のバス停に加え、１００か所のバーチャルバス停が設置されており、自宅により近い場所から乗降が可能であるとのこと。

利用には予約が必要であり、電話またはスマートフォンの専用アプリで乗車の１時間前までに行い、車両や座席に空きがあれば、時間に関係なく予約できます。専用アプリでは、バスの現在地や到着予定時刻を確認できます。地区の集会やサロン、町が週に１回開催しているデジタルよろず相談などで、利用の説明やサポートを行っているとの説明を受けました。

（２）（仮称）大玉村子育て支援センターについて、政策推進課長から説明を受けました。

令和５年度は、駐車場の配置、屋内外広場の精査、備品リストの作成、村内産木材の調達の調整を進めたとの説明を受けました。令和６年度には立地適正化計画の策定

及び公表を受け、１２月に国の補助金申請を行い、交付が決定すれば、令和７年度に建築の実施設計、敷地造成設計、村内産木材の調達を進め、令和８年度に造成工事と建築工事を行い、令和９年度の完成を目指しているとのことでした。

次に、（３）生涯学習の現状について、生涯学習課長より説明を受けました。

本村では、生涯学習の推進のために様々な事業を実施しており、小学生向けの体験活動、わんぱく広場や放課後子ども教室、中学３年生の学習支援を行うおおたま未来塾、高齢者のおおたま生き粋大学などがあり、また、成人向けには、自主的な活動グループ、ふれあいセミナーや、趣味や生きがいを見つけるきっかけづくりを目的とした生きがい探しセミナーなども実施されています。

子どもや高齢者向けの講座は参加者が多く好評を得ているが、コロナ禍の影響などにより成人向けの講座の参加者や活動団体が減少しており、事業の底上げを図っているものの、増加は難しい状況が続き、担当職員の負担も多く、団体への支援も難しい状況にあるが、事業を継続することで参加者同士の交流を促し、団体の活動へとつながるように努めているとのことでした。今後も、生涯学習活動を支援するボランティアと協力し、事業の展開を図っていきたいとのことでした。

最後に、当委員会の意見として、総務部所管のＤＸの推進について、住民や職員の課題を把握し、ランニングコストも考慮し、積極的に進められたい。特に、ＡＩによるデマンドタクシー予約配車システムについては、今後の本格運行に向けて、高齢者が安心して利用できるように講習会の開催やサポート体制を確立するとともに、誰もが簡単に利用できるように周知を図られたい。

教育部所管の生涯学習の現状について、生きがいが持てる豊かな人生を送ることは、健康長寿や村の活性化にもつながると考えられます。生涯学習事業では、誰もが自主的に学び続けられる場を提供し、学びの成果を地域に生かすためには、講座の内容や運営に必要な人員増も含め、支援体制の見直しなどが必要と考えます。各課との情報共有や連携を図りながら、事業の推進に努められたいとの意見が出されました。

以上のとおり、当委員会において継続調査とした案件についての調査結果の報告いたします。

令和６年１２月１０日

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

総務文教常任委員会委員長 佐 原 佐百合

○議長（押山義則） 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。５番。

○産業厚生常任委員会委員長（斎藤信一） 産業厚生常任委員会報告。

令和６年９月定例会におきまして、閉会中の継続調査の申出をしました道路の維持管理に関する調査について、１０月８日に全委員出席の下、産業建設部建設課長の出席を求め、その後、福島県二本松土木事務所において県道の維持管理に関する調査を行いました。また、１０月２１日には調査のまとめのため、全委員出席の下、委員会を開催しましたので、その経過と結果について報告いたします。

調査は、まず産業建設部建設課長から大玉村における村道の維持管理について説明を受けました。

道路修繕の情報収集は、職員によるパトロールと区長からの要望、住民からの通報により収集しております。大玉村の規模だと、穴ぼこ等は電話などで手軽に通報できる体制がよいと考えているそうです。

大きな都市では情報収集や集積の体制を整える必要があるが、本村においては修繕のための予算確保が大事であるとのことでした。

修繕の種類は、穴埋めが多いそうです。

10年前に、村道1級、2級及びほかの主要道路約60キロを約1,200万円の予算で路面性状調査を実施し、修繕を実施してきたが、現在、進捗状況は半分程度であるそうです。

道路補修の優先に関する基準は設けておらず、調査でレッド判定になった部分や緊急性の高い区長要望を優先に対応しております。

前回の調査から10年が経過するので、近いうちに調査を実施したいとのことでした。

簡易舗装の路線（田んぼ道）の劣化が激しい。近年、農業用車両の通行も多いので、道路の瑕疵とならないようしっかり対応していくそうです。

幹線道路は、予防保全の観点から、今後、舗装の長寿命化や縁石の除草対策、のり面の防草シートなどの整備が必要と考えています。

道路の改良には社会資本整備総合交付金を活用しているが、小規模自治体においての交付は少ない傾向にある。また、道路改築（現状の道路を造り直す工事）には補助がつきにくい。狭隘道路拡幅や交通安全対策、国土強靱化に絡めた効率的な予算確保に努めていきたいとのことでした。

続いて、福島県二本松土木事務所を訪れ、担当課長から説明を受けました。

令和5年度の管内（二本松市、本宮市、大玉村）での道路苦情は950件に上り、件数が多く十分に対応はできなかった。

二本松市エリアでは、建設業組合と包括的維持管理業務委託を結び、道路や河川の維持管理をはじめ、舗装、除草、除雪を委託しております。これにより維持管理の際の窓口を一本化でき、煩雑さが無い。将来的には本宮市と大玉村も同様の手法にしたいとのことでした。

路面性状調査を毎年実施しており、ひび割れや穴ぼこ等の道路の状況を数値化したMC I値を活用してランクづけを行い、悪いところから修繕している。

道路維持管理の予算要望は続けているものの、予算は少ない状況にある。

地域のボランティアの協力による、うつくしまの道・川サポート制度を活用した除草や清掃作業も行われているが、作業が追いつかない状況にあるとのことでした。

当委員会としては、1、道路情報の集積において、国土交通省のスマートフォンなどを活用した通報システムなどを広く住民に周知し、気軽に通報できる体制を構築されたい。2、定期的に路面性状調査を行い、現状を把握するとともに、修繕の優先に関する基準の明確化を図られたい。3、道路の除草は、行政だけでは限界がある。住

民にも一端を担ってもらえるように、うつくしまの道・川サポート制度や多面的機能支払交付金など、様々な支援制度の積極的な活用に取り組まれない。4、社会資本整備総合交付金や国土強靱化計画補助金などの国の支援を活用できるように、実効性のある計画を立てて、予算の確保に努められたいとの意見が出されました。

以上のとおり、当委員会にて継続調査とした案件についての調査結果の報告といたします。

令和6年12月10日

大玉村議会議長 押山 義 則 殿

産業厚生常任委員会委員長 斎 藤 信 一

○議長（押山義則） 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で所管事務調査報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第8、委員会研修報告を行います。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、議会運営委員会、議会広報編集特別委員会の順に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。8番。

○総務文教常任委員会委員長（佐原佐百合） 総務文教常任委員会報告。

総務文教常任委員会の決定に基づき、令和6年10月17日に茨城県稲敷郡美浦村において、松本昇議員欠席のほか全委員出席の下、生涯学習の現状に関する調査及び子育て支援の機能を併せ持った住民交流施設に関する調査をテーマに実施しました総務文教常任委員会視察研修について報告いたします。

美浦村は、関東平野の北東部に位置し、北西に筑波山、北には霞ヶ浦を臨む台地と低地から成り立ち、桜川、霞ヶ浦、小貝川に挟まれた稲敷台地の先端部分に位置し、台地部分は海拔30メートル以下の比較的低い地形で、樹枝状に谷戸が入り組み、古くから水田が営まれています。令和6年11月1日現在の人口は1万4,182人、世帯数は6,826世帯です。

研修では、美浦村議長をはじめ、厚生文教常任委員会の委員6名の出席があり、担当職員からおのおのの説明を受けました。

初めに、（1）美浦村の生涯学習について報告します。

第2期美浦村生涯学習推進計画は、村民を誰一人取り残さず、一人一人が幸せで豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたる多様な学びの充実や、人と人が共に学び合う環境づくりに取り組むことを基本理念にしています。将来像として「人と人がともに学び つながり 伝えあいながら 持続可能に学べる村づくり～地域の学びの実践とウェルビーイング実現に向けて～」を掲げています。

この基本理念と将来像を実現するために、多様な生涯学習の推進、生涯スポーツの充実、子ども・青少年の健全育成、文化芸術と歴史・伝統文化の継承、連携・協働のまちづくりの推進を基本目標に掲げ、事業に取り組んでいます。

研修では、ライフステージに応じた美浦村ならではの事業について説明を受けまし

た。

美浦村では、生涯学習のきっかけづくりとして学習の場を提供し、そこで身につけた知識や技術を、村民の方が自ら講師となり、学びの成果を地域のために生かす講座を実施しています。

また、働く世代や子育て世代をメインターゲットにし、地域にゆかりのある人や企業等との交流及び体験学習を通して、地域の魅力を再発見、再認識してもらう講座を令和6年の新規事業として実施しています。特に、働く世代や子育て世代の方の参加により、持続可能なコミュニティの形成や村の活力向上につながると期待しています。

参加者が少ない講座もあるが、今後も粘り強く取り組みたい、多くの方に参加していただけるよう事業内容の工夫と充実を図っていききたいとのことでした。

次に、(2) 地域交流館みほふれ愛プラザは、平成29年3月にオープンした施設で、子育て支援センター、多世代が交流できるスペース、地域産品直売所の3つの機能があり、村民や美浦村を訪れる方の交流の拠点となっています。

美浦村には商業施設はなく、多くの村民が近隣の商業施設を利用していました。そこで、地域で買物ができる場所を整え、人口の流出を防ぐことを目的とした「人と自然が輝くまち」美浦村再生計画を平成27年に策定し、美浦村の小さな拠点づくりを推進する、みほふれ愛プラザの建設が始まりました。建設費は約6億400万円で、地域再生戦略交付金や農山漁村振興交付金などの特定財源を活用しています。

子育て支援センターは、未就学児とその保護者が自由に遊び、交流できる場です。季節行事やリズム遊びなど、様々な企画を行う子育てひろば事業、子育てに関する相談ができる相談支援、地域で子育てを支え合うファミリーサポート事業も実施しています。

センター内には、子どもや保護者に考慮した様々な工夫が見られました。子どもの背丈に合わせた高さの異なるトイレや洗面台、子どもの手が届かないように設けられた収納スペースの取っ手、女性の目線の高さに合わせた案内サイン、楽しい雰囲気になる壁紙など、これらの工夫は、実施設計の段階で子育て世代の役場職員や子育て支援センターを利用する保護者の意見を反映したものです。机や椅子、本棚などには県産木材が使用されており、温かみのある空間がつくられています。利用時にはカードを使用して扉を開け、関係者以外の入館を防ぐことで、安心して遊べる環境が整えられていました。

また、多世代が交流できるスペースが設置され、村民や美浦村を訪れた方が自由に交流や休憩ができる交流サロンやテラス、会議などに使える研修室がありました。多世代サロンは、地域の方のコミュニティ活動や小さな会合などにも利用されており、研修室では、地域農産物を活用した食育や郷土料理の講習が行われ、村の魅力を発信する場としても活用されているとの説明を受けました。

美浦村が取り組む生涯学習は、講師や受講生が共に学び合い、地域の魅力を再発見、再確認し、地域への愛着や誇りを醸成し、働く世代や子育て世代が参加できる事業に

力を入れていることが分かり、本村のライフステージに応じた学習活動の支援に大いに参考になりました。

また、本村が進めている（仮称）大玉村子育て支援センターの建設においても、美浦村のように実施設計段階から住民の意見を反映する手法を取り入れ、安全で利用しやすい施設の建設に役立てられると感じました。

（仮称）大玉村子育て支援センターは、生涯学習と地域コミュニティの拠点施設である公民館と、子育て支援センターの機能を併せ持つ施設であるため、大変参考となる研修であったことを申し上げ、報告いたします。

令和6年12月10日

大玉村議会議長 押山義則 殿

総務文教常任委員会委員長 佐原 佐百合

○議長（押山義則） 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。5番。

○産業厚生常任委員会委員長（斎藤信一） 産業厚生常任委員会報告。

産業厚生常任委員会の決定に基づき、令和6年10月17日に茨城県稲敷郡河内町において、10月18日に茨城県桜川市において、全委員出席の下、道路の維持管理に関する調査をテーマに実施しました産業厚生常任委員会視察研修について報告いたします。

まず、茨城県河内町は、都心から50キロ、成田国際空港へは20キロの茨城県の最南端に位置しております。利根川と新利根川が流れる町は、豊富な水と肥沃な土地で育った米とレンコンの産地であります。令和6年10月末日の人口は7,819人、世帯数3,377世帯です。

河内町における道路の維持管理について、4つの視点で説明を受けました。

まず1つ目が、道路里親制度です。

町民との協働によるまちづくりを推進する制度として、平成28年度より道路里親制度がスタートしました。住民が自主的に町道の美化活動や清掃活動を行うもので、5人以上の町民で構成された団体を道路の里親として認定しています。500メートル以上の区間において年4回以上の活動ができることを条件として、活動延長が500メートル以上1キロ未満の道路里親には3万円、1キロ以上に対しては5万円の補助金を支給する制度であります。里親が行うのは、道路のごみ拾いや草刈り、植栽の剪定などの活動で、道路の維持管理に関する行政への情報提供も行っております。

当初は多くの団体が活動を行っていましたが、高齢化などの問題もあり、現在、3団体の活動となっております。この活動を通して町民の意識高揚や町民同士の交流が深まり、幅広い世代の活動が期待されましたが、現状では高齢化や参加人数の減少、若い世代の参加が少ないなどの課題も大きいとのこと。また、この制度で管理できる道路は僅かで、多面的支払交付金制度との連携も行われております。

2つ目に、道路の破損箇所や不具合の情報収集の方法です。

道路総延長約419キロのうち、1級及び2級町道は整備が進んでいますが、その

ほかの町道においては改良率、舗装率が低く、道路の管理を行うことは大きな課題となっております。

道路の点検は、職員によるパトロールや住民からの通報、さらには郵便局や生協と協定を結び、道路に関する情報を収集しております。

3つ目が、道路適正管理評価基準を活用した優先順位です。

要望箇所の優先順位と整備時期を明確にするために、緊急性、路面状況、整備の効果、経年加点、要望者加点の5項目にわたる評価基準を設け、客観的に評価する取組が行われており、効率的な予算編成や住民への説明に活用されています。

4つ目が、道路維持管理の予算の確保です。

順位づけにより、早急に対応しなければならない案件においては、前年の予算に縛られず当初予算に要求しており、また、小規模な修繕が迅速に行えるよう道路維持管理費の緊急対応分をまとめて予算化しております。

続いて、茨城県桜川市は、平成17年10月1日に旧岩瀬町、旧真壁町、旧大和村の合併により誕生しました。茨城県の中西部に位置し、首都圏から約70キロ圏内にあります。人口減少が進み、令和4年4月に過疎地域に指定されました。市の南北に筑波山系の山々が連なり、良質な御石の産地としても知られています。また、平野部の肥沃な土地を利用した農業も盛んで、米や紅小玉スイカなどが特産品となっております。令和6年10月末日の人口は3万6,094人、世帯数1万3,566世帯です。

桜川市における道路の維持管理について、2つの視点で説明を受けました。

まず1つ目が、道路の情報収集と維持管理です。

桜川市の市道延長は1,503キロ、そのうち舗装区間は720キロ（舗装率48%）であります。人口減少や高齢化といった課題に対応するため、建設関係予算が年々削減されていますが、住民からの要望は増えているため、新規建設予算を抑制して維持管理に対応しております。

道路の維持補修などに関する要望は基本的に区長を通して寄せられていますが、緊急度の高いものは、電話やスマートフォンなどから利用できる独自の通報システム「桜川通報voice」などで情報を収集しています。

道路整備では、管理基準を定め、優先度が高い路線を選定し、対応にばらつきが出ないよう維持管理に係る予算を抑えています。

舗装点検には、車載通信機を搭載した一般車両（コネクティッドカー）から収集したビッグデータを活用することで、舗装の損傷状態を把握する新技術を採用しています。メリットとして、省力化やコスト削減が見込まれることや、通常の点検手法とは異なる視点で危険箇所を把握することができる一方、幹線道路以外ではデータ量が少なく解析できないことや、データを取得できる道路の状態に制限があり、正確に取得できない可能性があるなどのデメリットの説明を受けました。

2つ目が、除草対策の工夫です。

人口減少や高齢化により今まで地区と連携して行ってきたことが難しくなり、年々

除草に関する問合せが増えています。道路里親制度（材料支給などをする制度）を地区に勧めています、協力してくれる地区も少ない状況とのことです。

幹線道路の除草はシルバー人材センターに委託していますが、なかなか人が集まらず対応が遅くなっている状況であり、今年度から枯れる薬と成長を抑える薬を混合した除草剤散布による除草対策を試験的に行っています。

視察を終えて感じたことは、河内町、桜川市の道路里親制度において、参加者の減少や若い世代の参加が少ないことなどの課題は、大玉村における多面的支払交付金制度の活用や中山間地域等直接支払制度の活用でも同様の課題が見られます。小規模グループでも活動できるルールは、住民にとって参加しやすいと感じました。大玉村でも住民の意識高揚は重要であり、特に転入してきた若い世代の参加を促す取組も必要ではないかと思います。

桜川市が運用しているビッグデータの活用は、規模や交通量などの面から大玉村には適さないと感じました。

河内町、桜川市でも行われている維持管理の優先順位をつける取組は、大玉村でも取り組んでいくべきだと思います。住民から寄せられる要望はそれぞれ重要なことであり、その中でも待っていただく箇所は必ず出てきます。その際、住民が納得できるものが必要であると考えます。

情報収集もそれぞれに取り組まれているが、桜川市で行われているスマートフォンを活用した独自の通報システムは、道路情報に限らず様々な情報を寄せていただくツールとして活用できます。大玉村でも導入を考えていくべきだと思います。

桜川市では、草刈りの労務削減として除草剤散布を行っています。交通安全や景観保全の面からも有効だと感じましたが、薬剤の安全性の研究も必要であると考えます。

壊れた舗装や草が生い茂った路肩を整備することで、ポイ捨てや不法投棄を防ぐことができるとともに、歩行者や運転者の安全を守ることにつながると感じます。

道路の維持管理を確実にやり、快適な道路環境維持のためにはどのような取組が必要か今後も考えていかなければならないと感じ、大いに参考になる研修となりました。

令和6年12月10日

大玉村議会議長 押山義則 殿

産業厚生常任委員会委員長 斎藤 信一

○議長（押山義則） 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。10番。

○議会運営委員会委員長（須藤軍蔵） 大玉村議会運営委員会視察研修報告。

議会運営委員会の決定に基づき、令和6年10月2日に、全委員出席の下、神奈川県山北町議会において議会広報編集特別委員会と合同で実施した議会運営委員会視察研修について報告します。

山北町は、神奈川県西部に位置し、山梨県と静岡県に隣接し、森林が90%を占め、三保ダムや丹沢湖は神奈川県民の水がめとして役割を果たしています。中川温泉や洒水の滝、西丹沢の登山やキャンプなど、豊かな自然を生かした観光の町には年間

150万人が訪れ、足柄茶やミカンが特産品の町です。

山北スマートインターチェンジが、令和9年度の新東名高速道路の開通に合わせて工事が進められており、建設中の現場を案内していただきました。

研修では、山北町議会から議長、議会運営委員長はじめ広報広聴委員長、議会事務局局長から説明をいただき、意見交換を行いました。

まず1つとして、広報広聴委員会は、議長を除く全議員が所属し、デジタル班とアナログ班に分かれて、委員長を中心に活動しています。注視する活動として、山北町議会では、議会ユーチューブチャンネルを開設し、令和4年12月定例会から一般質問の録画を会期中に配信しています。委員会の活動報告の動画も配信し、編集作業はデジタル班の議員が行っています。

アナログ班は、隔月の20日に、町民が集まりやすい駅前の店舗やスーパーの駐車場などで、おしゃべりカフェを開催するほか、各種団体への出張カフェも開催しています。カフェで出された意見は、ホームページや議会だよりに掲載し、年度末には町への提言の素案をまとめ、全員協議会に諮り、議会から町への提言を行っています。

研修の2つ目としては、議会のあり方検討委員会について、平成25年に設置され、委員会には、定数問題、次世代育成、ICT化の3つの小委員会があり、議会活性化に向けた取組が実施されています。

山北町議会は、広報と広聴が連動しながら、住民の声を聞き、反映させる議会を実践しています。本村議会も、議会基本条例の「村政に反映できる村民参加の議会運営」を目指して、村民と議会の懇談会を開催し、村に政策提言も行っていますが、山北町議会のおしゃべりカフェのように、話を引き出しやすいカフェの手法を用いて定期的に開催することや広報広聴委員会設置の必要性というものを感じました。議会が議事機関だけでなく情報や意見の集約機能としての役割を果たすには、広聴機能の強化を図るべきと改めて学んだ研修であったことを申し上げ、報告とします。

令和6年12月10日

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

大玉村議会運営委員会委員長 須 藤 軍 蔵

○議長（押山義則） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

次に、議会広報編集特別委員会委員長の報告を求めます。2番。

○議会広報編集特別委員会委員長（渡邊初治） 大玉村議会広報編集特別委員会研修報告。

議会広報編集特別委員会の決定に基づき、令和6年10月2日に実施した議会広報編集特別委員会研修について報告いたします。

議会だよりの取材、編集と広報モニターの声で進化する議会だよりをテーマに、全委員が出席し、議会運営委員会との合同により神奈川県山北町議会で研修を行いました。

山北町議会の定数は12名です。広報広聴委員会には、議長を除く全議員が所属し、デジタル班とアナログ班の2つの班があります。デジタル班は、議会だよりの編集や議会ユーチューブ動画の編集配信を担い、アナログ班は、町民の声を聞くおしゃべり

カフェを開催し、意見を集約して町への提言の素案をつくります。

研修では、議長、広報広聴委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会事務局長から説明をいただきました。

(1) 議会だよりの取材や編集について。

議会だよりの表紙や裏表紙は、アフターコロナを生き抜く町内事業者家族、町内で活動するキッズ団体などのテーマを決めて掲載しています。また、「議会ってなんだろう？」など子どもたちにも分かりやすいページや「町民VOICE（町民の声を聞く）」、議員の素顔を紹介するページなど、町民に議会や議員を身近に感じてもらえるように取り組んでいます。

議会だよりの一般質問の字数は1人当たり300字から350字で、質問の補足としてユーチューブ動画にアクセスできるQRを掲載し、議会だよりだけでは伝え切れない内容を補っています。

紙面は議員が作成し、見やすいフォントや写真の活用、縦書きと横書きのバランス、枠組みなどの視覚効果、余白の取り方など、広報研修で得た知識が生かされています。

(2) 広報モニターの声で進化する議会だよりについて。

山北町議会では、令和2年度から議会広報モニター制度を導入し、町内6地区から公募により11名のモニターを選出しています。モニターは、議会だよりを読んでアンケートに協力し、年1回以上の意見交換会に参加しています。アンケート結果や意見交換会の意見は議会だよりで報告し、すぐに取り入れられるものは編集に生かし、議会モニターの声で進化する紙面づくりが進められています。

今回の山北町議会の取組を参考に、読みやすく親しみやすい議会だよりを心がけ、村民が議会に関心を持っていただける広報紙づくりに努めてまいります。

以上、議会広報編集特別委員会の研修報告といたします。

令和6年12月10日

大玉村議会議長 押山 義 則 殿

議会広報編集特別委員会委員長 渡 邊 初 治

○議長（押山義則） 議会広報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

以上で委員会研修報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第9、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

9月定例会以降、本日までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りいたしました写しのとおり、請願第4号の1件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付いたしております付託表のとおり、請願第４号を産業厚生常任委員会に付託をいたします。

◇

◇

◇

○議長（押山義則）　以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前１１時２２分）